

平成 30 年 9 月 13 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博

平成 30 年度「Web 広告の手法を用いたプロモーション事業」
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

平成 30 年度「Web 広告の手法を用いたプロモーション事業」

2. 事業目的

平成 27 年 6 月、国土交通大臣より「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」が広域周遊ルート形成計画として認定された。その事業対象地域である 5（総合）振興局域内（上川、オホーツク、十勝、釧路、根室）では、これまで「マーケティング」、「受入環境整備・交通アクセスの円滑化」、「滞在コンテンツの充実」、「情報発信・プロモーション」の 4 項目に係る事業を実施してきた。

このうち、「情報発信・プロモーション」の分野をさらに強化するため、本事業においては、インターネットを用いたひがし北海道の広告配信を行い、重点市場（台湾、香港、タイ、シンガポール、アメリカから対象国・地域を選定）における興味関心を示した層の世代、性別、さらにはどんな嗜好性を持つのか等を明らかにする。興味関心を示した層を見込み客と位置付け、次年度以降に活用できるリストを作成し、より効率的な広告活動が行えるようにする。特に、平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震による風評被害の払拭についても意識した展開とすること。

3. 実施期間 契約締結日～平成 31 年 3 月 8 日

4. 委託事業者向け事業説明会

日時：平成30年9月19日（水） 10:00～11:00

会場：公社 北海道観光振興機構 会議室

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

※出席を希望する場合は、別紙回答用紙に記載の上、平成30年9月18日（火）正午までに、電子メール又はFAXにてお申し込みください。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援事業部

観光開発支援グループ 吉井

電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064

E-Mail：n_yoshii@visithkd.or.jp

FAX 回答用紙

平成 30 年 9 月 18 日 (火) 正午必着

FAX : 011-232-5064

E-Mail : n_yoshii@visithkd.or.jp

(公社) 北海道観光振興機構 地域支援事業部

観光開発支援グループ 吉井 宛

平成 30 年度「Web 広告の手法を用いたプロモーション事業」委託事業者向け事業説明会に出席します。

貴社名			
連絡先 [E-mail]	[]		
部署名 役職 氏名	部署名	役職	氏名

『平成 30 年 Web 広告の手法を用いたプロモーション事業』企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

平成 27 年 6 月、国土交通大臣より「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」が広域周遊ルート形成計画として認定された。その事業対象地域である 5（総合）振興局域内（上川、オホーツク、十勝、釧路、根室）ではこれまで「マーケティング」、「受入環境整備・交通アクセスの円滑化」、「滞在コンテンツの充実」、「情報発信・プロモーション」の 4 項目に係る事業を実施してきた。

このうち、「情報発信・プロモーション」の分野をさらに強化するために、本事業においては、インターネットを用いたひがし北海道の広告配信を行い、重点市場（台湾、香港、タイ、シンガポール、アメリカから対象国・地域を選定）における興味関心を示した層の世代、性別、さらにはどんな嗜好性を持つのか等を明らかにする。興味関心を示した層を見込み客と位置付け、次年度以降に活用できるリストを作成し、より効率の良い効果的な広告活動が行えるようにする。特に、平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震による風評被害の払拭についても意識した展開とすること。

2. 事業対象地域

広域観光周遊ルート「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」形成促進地域（十勝、オホーツク、釧路、根室の 4（総合）振興局内及び上川総合振興局の中南部）

3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

(1) 日本国内に本店、支店を有する他企業との連合体とし、①～③のいずれかに該当し、かつ④の条件を満たすこと。

- ① 民間企業
- ② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人
- ③ その他の法人又は法人以外の団体等
- ④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営）を支配する事業者その他同条件第 2 号に規定する暴力

団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

- (2) 提案事案を的確に実施する能力を有するものであること。
- (3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行う人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～平成 31 年 3 月 8 日

(2) 業務スケジュール

9 月 13 日 (木)	企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始
9 月 19 日 (水)	企画提案説明会
9 月 28 日 (金)	企画提案参加表明締切
10 月 5 日 (金)	企画提案書の提出期限
10 月中旬	企画提案の審査、委託事業者決定・契約締結・業務開始
3 月 8 日 (金)	全事業終了、事業報告書作成提出、精算

7. 参加表明

企画提案書を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明がない場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：平成 30 年 9 月 28 日 (金) 17:00

(2) 表 明 先：札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

公益社団法人 北海道観光振興機構 観光開発支援グループ (担当：吉井)

T E L 011-231-2900 Email: n_yoshii@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：電子メールにて行うこと (様式は任意。メール本文でも可)。

8. 委託業務内容

ひがし北海道に関して、テーマに基づいたバナーを作成し、デジタルマーケティングの手法を用いて実施すること。具体的にはテーマやコンテンツに反応を示した人の属性や国等を明らかにした上で、反応したユーザーを長期保存が可能な Cookie 等のリスト化を行い、次年度以降のプロモーションにも使用できるようにすること。

また、使用する素材は地域からの意見も参考とした上で、具体的な地域に落としこめ

る素材とすること。

「具体的な地域に落としこめる素材」の例

- ・ひがし北海道の雪景色 ×
- ・釧路湿原の雪景色 ○

(1) 各地観光素材のコンテンツサンプルテスト

対象を重点市場（台湾、香港、タイ、シンガポール、アメリカ）とし、

「GOOD DAY 北海道」

<URL : <http://www.visit-hokkaido.jp/>>

又は

「ひがし北海道 Explore The Wonderland. Eastern Hokkaido」

<URL : <http://ja.visit-eastern-hokkaido.jp/>>

のコンテンツ等を素材とし、自然風景・体験観光等を中心としたビジュアルも意識した広告バナー（キラーコンテンツとなりうる画像＋キャッチーなコピーライト）を1カ国（1地域）につき8種、合計40本作成し、ネット媒体で配信を行い、重点市場にとっての有効なキラーコンテンツを明確にすること。なお、上記サイト上の写真を含むコンテンツを利用する際には、著作権上、使用に制限がある場合も考えられるので事前に観光機構に確認の上、使用すること。また、バナーの素材選定やコピーライトの作成については、過去のひがしルートマーケティング報告書も参考にすること。

ランディングページについては、原則用意すること。また、ページ内の詳細情報については、上記既存ページの情報を活用するか、あるいはリンク等にて対応し、アクセスするユーザーに対して有効な情報を提供できるように工夫すること。なお、ページからのリンクなども有効活用し、今回、測定は行わないもののCVRに繋がる仕掛けを考慮すること。ただし、ページの作成が主たる目的ではないので全体費用とのバランスをとり、プロモーションやサンプルテストの質に影響しない範囲で作成すること。

(2) 手法について

- ① DSP 広告などの手法を用いてユーザーの属性を明確にすること。具体的な手法、手段については、もっとも効果測定に有効で、かつ該当バナーをクリックした層に対して次年度以降についても広告表示がなされるようなデータを蓄積すること。なお、DSP 配信を利用する場合の初期ターゲット設定については、過去の外国人来道者データ等を参考にした上で、幅広いターゲットから開始し、効果を見ながら興味関心層（該当バナーをクリックした者）の中で更に細分化したターゲット設定を行い、効果を測定するなど工夫をすること。

想定している「初期ターゲット層」の例

- ・20代～40代のアクティブ層、ファミリー層等

② Facebook link ad も活用すること。活用的手段、手法、対象数は定めない。事業者の提案とする。ただし、DSP 同様属性(国・地域又は言語、性別、年齢、及び Facebook 内の属性) とコンテンツとの相互関係は明確にすること。

(3) 訪問ユーザーのデータ分析

広告経由で各コンテンツへの興味関心層の来訪データ(Cookie データを想定)の分析を行い、国・地域別に属性を軸とした興味関心層を見込み客とし、見込み客リスト一覧表を作成すること。また、その見込み客のデータについては Cookie データを活用する次年度以降のプロモーションが実施可能ように保管すること。なお、データは utma を想定しているが有効であれば他の方法でもよい。データ収集、活用的手段や方法は、企画提案時に提示すること。

また、作成する一覧表は、インターネット事業に従事しない者でも国・地域別に属性や特徴が容易に分かるように工夫すること。

【参考：属性の例】

- ・ 国籍 (アクセスしている国・地域を国籍と想定)
- ・ 性別
- ・ 年齢又は年齢層
- ・ 嗜好性
- ・ 行動履歴
- ・ その他有効と思われる属性

(4) 地域への情報提供

事業実施により把握した興味関心層の傾向と対策をまとめ、分析の一覧表を各地域(DMO、観光団体、行政等)への情報提供すること。

(5) 目標

40 本のバナーアクセス数：70 万クリック以上

見込み客リスト数：20 万件以上

(6) 事業実施報告書の提出

事業終了後、事業の実施内容と成果を報告として提出すること。

(7) 民間とのタイアップ

予算半額相当以上の民間企業等との協力・支援内容について提案すること。

9. 予算上限額：10,200 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

10. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

(1) これまでの事業実績

会社の業務内容、インバウンド商品販売実績、海外における旅行市場調査実績について、過去3年分を記載すること。なお、観光機構事業の実績については、記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※例：広告費、人件費、交通費、宿泊経費、翻訳費、保険費、コーディネート費等

11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格は、A4版のみとする。また、冒頭に企画提案書の全体構成を記載すること。
- (2) 企画提案を行う者が他の提案者の外注先又は協力先となることは、認めない。ただし、企画提案者でない者が外注先又は協力先として複数の提案に記載されることは、可とする。
- (3) 企画提案においてコンソーシアムを組む外注先及び協力先を記載する際には、当該外注先及び協力先に対して企画提案に記載することについて事前に承諾を得ること。
- (4) 媒体の提案などでA案・B案等と複数の案を記載している提案は、審査対象外とする。
- (5) 本事業の事業費以外の費用を要するオプション事業の提案などは行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。

12. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部。）※電子メール添付等の方法で電子データでもあわせて提出すること。
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
地域支援事業部 観光開発支援グループ（担当：吉井）
TEL 011-231-2900
E-mail : n_yoshii@visithkd.or.jp
- (3) 提出期限 平成30年10月5日（金） 17:00
- (4) 提出方法 提出場所への持参又は郵送（提出期限必着）すること。FAXでの提出は

不可とする。

13. 企画提案に関する審査

- (1) プレゼンテーションを実施した上で審査を行う。
- (2) 同一事業において提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をプレゼンテーションの対象とする。
- (3) プレゼンテーション日時及び場所は、別途告知する。
- (4) プレゼンテーションに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (5) プレゼンテーション時の追加資料の配布については、認めない。

14. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
提案された内容が、各地域の現状や課題、ニーズに即したものであり、本事業のために効果的なものとなっているか。
- (2) 実現性
事業の組立てに具体性があり、いかに専門性を持つ企業連合となっているか。また、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
各事業実施のノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

15. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託事業者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は、受託事業者に対し、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 本事業は観光庁が平成30年度に実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、受託事業者は、観光機構から別途示す観光庁が作成した要綱に従った業務遂行とすること。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。

(3) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上